

町有地売却実施要領

1. 売却物件

物件番号	所 在	地 目	公簿面積 [m ²]	最低売却価格 [円]
R7-06	立山町五百石字東北割 11 番 3	宅地	463.38	2,910,000

2. 参加資格

次の項目に該当する方は、参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に該当すると認められる者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当する者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与している者
 - ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (4) 物件の使用用途が不適格と認められる者
- (5) 町税等の滞納がある者

3. 契約の締結

- (1) 払下げ申請者（買受人）に対しては、払下げ申請の審査後、契約手続きの説明等を行います。（契約書などの必要書類をお渡しする予定です。）
- (2) 契約締結期限は別途通知します。契約時に契約保証金（落札価格の 10 パーセント）を町が発行する納付書により納入してください。ただし、払下げ申請者（買受人）となった者が、正当な理由なく説明等に応じなかった場合や契約を締結されなかった場合には、払下げ申請者（買受人）としての資格を取り消します。

4. 売買代金の支払方法

売買契約締結後、町が指定する期日までに町が発行する納入通知書により売買代金を完納してください。契約保証金を売買代金に充当しますので、売買代金との差額を一括で納入してください。

5. 契約に対する条件

(1) 所有権の移転等

- ① 売買代金を完納したときに所有権移転及び土地の引渡しがあったものとします。
- ② 土地は、現状有姿のまま一切の契約不適合責任を負わないものとして引き渡すものとします。
- ③ 所有権移転登記は、買受人が行います。

(2) 契約に関する経費等

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税などの費用は買受人の負担とします。

(3) 使用用途等に関する遵守事項について

買受人は、本物件を使用するに当たって、次の各号を遵守しなければならない。

- ① 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号から第6号までに規定する者、反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。
- ② 本物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項の規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に定める接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- ③ 騒音、悪臭が発生する又は環境を汚染する用に供してはならない。
- ④ 本物件の所有権を第三者に移転する場合には、第1号から第3号に規定する事項を承継させなければならない。
- ⑤ 本物件を第三者に使用させる場合には、第1号から第3号に規定する事項に反する使用をさせてはならない。
- ⑥ 建築基準法や都市計画法等、建物建築に関連した法令に基づく各種制限の確認、各種の手続き及び工事等は、買受人の責任において適切に行うこと。
上記に違反したときは、町が定める違約金を支払っていただきます。
また、売買契約を解除する場合があります。

(4) 契約の解除

- ① 買受人が売買契約に違反したときは、町は契約を解除することができます。
- ② この場合、買受人は町が指定する期間内に自己の費用で売買物件を原状回復して町に引き渡さなければなりません。
- ③ 契約が解除された場合、契約保証金は返還しません。